

新	旧	備考
<p data-bbox="472 199 730 225">海外商社名簿について</p> <p data-bbox="636 240 1055 266">平成13年4月1日 01-制度-00063</p> <p data-bbox="589 280 763 306">沿革 (略)</p> <p data-bbox="698 320 1055 346"><u>平成26年10月1日 一部改正</u></p> <p data-bbox="147 360 461 386">第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p data-bbox="147 440 1055 632">第6条 名簿に海外商社の登録又は名簿に登録されている海外商社の格付変更を希望する者は、第8条に定める信用調査報告書（GE格（別表1で定めるGE格評価基準の第3号に該当する場合を除く。）に海外商社を登録又は格付変更を希望する場合にあっては、信用調査報告書及び第9条第3項に規定する書類）をもって登録又は格付変更の申請を行うこととする。</p> <p data-bbox="147 646 1055 710">2 海外商社の名称又は住所の変更等については、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。</p> <p data-bbox="147 724 1055 788">3 第1項の海外商社の登録は、一の海外商社を一件として名簿に記載するものとする。</p> <p data-bbox="147 802 1055 994">4 前項の規定にかかわらず、海外商社の支店、支社又は出張所等（以下「支店等」という。）のうち、本社等と異なる国又は地域に所在する支店等は、本社等とは別に名簿に登録するものとする。ただし、支店等を登録する場合は、原則として当該支店等の本社等が名簿に登録されている場合に限ることとする。</p> <p data-bbox="147 1008 1055 1117">5 <u>前項の支店等を登録する場合は、第1項の規定にかかわらず、第1号から第3号に掲げる書類において当該海外商社が支店等である旨の記載がある場合は、信用調査報告書に代えることができるものとする。</u></p> <p data-bbox="199 1131 533 1157"><u>一 本社等の信用調査報告書</u></p> <p data-bbox="199 1171 506 1197"><u>二 本社等の年次報告書等</u></p> <p data-bbox="199 1211 580 1236"><u>三 本社等のホームページの写し</u></p> <p data-bbox="147 1251 1055 1401">6 海外商社が、日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限に該当する本邦法人の海外の支店又は法人等（以下「海外支店・子会社等」という。）となった場合及び海外支店・子会社等では無くなった場合は、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。</p> <p data-bbox="147 1415 1055 1479">7 スリーピング候補パイヤーから海外商社を解除し名簿へ引続き登録を希望する者は、貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類をもって第4</p>	<p data-bbox="1402 199 1659 225">海外商社名簿について</p> <p data-bbox="1565 240 1984 266">平成13年4月1日 01-制度-00063</p> <p data-bbox="1630 280 1805 306">沿革 (略)</p> <p data-bbox="1077 360 1391 386">第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p data-bbox="1077 440 1984 632">第6条 名簿に海外商社の登録又は名簿に登録されている海外商社の格付変更を希望する者は、第8条に定める信用調査報告書（GE格（別表1で定めるGE格評価基準の第3号に該当する場合を除く。）に海外商社を登録又は格付変更を希望する場合にあっては、信用調査報告書及び第9条第3項に規定する書類）をもって登録又は格付変更の申請を行うこととする。</p> <p data-bbox="1077 646 1984 710">2 海外商社の名称又は住所の変更等については、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。</p> <p data-bbox="1077 724 1984 788">3 第1項の海外商社の登録は、一の海外商社を一件として名簿に記載するものとする。</p> <p data-bbox="1077 802 1984 994">4 前項の規定にかかわらず、海外商社の支店、支社又は出張所等（以下「支店等」という。）のうち、本社等と異なる国又は地域に所在する支店等は、本社等とは別に名簿に登録するものとする。ただし、支店等を登録する場合は、原則として当該支店等の本社等が名簿に登録されている場合に限ることとする。</p> <p data-bbox="1077 1251 1984 1401">5 海外商社が、日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限に該当する本邦法人の海外の支店又は法人等（以下「海外支店・子会社等」という。）となった場合及び海外支店・子会社等では無くなった場合は、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。</p> <p data-bbox="1077 1415 1984 1479">6 スリーピング候補パイヤーから海外商社を解除し名簿へ引続き登録を希望する者は、貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類をもって第</p>	

新	旧	備考
<p>条第2項に規定する公表期間内に申請を行うこととする。</p> <p>第7条 ～ 第8条 (略)</p> <p>第9条 G S格又はG A格に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、当該海外商社の名称に政府又は省 (Government 又はMinistry)等の名称が含まれており、明らかに政府機関等と判断できる場合にあつては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 名簿区分Gに別表1で定めるG S格評価基準の第1号又はG E格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合であつて、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>一 次の全てを満たすこと。</p> <p>(略)</p> <p>二 次のいずれかの書類</p> <p><u>イ The Bankers' Almanac の当該海外商社が掲載されている部分の写し</u></p> <p>ロ Bank Scope の当該海外商社についてのレポート</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 名簿区分Sに海外商社を登録又は格付変更する場合であつて、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>一 次の全てを満たすこと。</p> <p>(略)</p> <p>二 次のいずれかの書類</p>	<p>4条第2項に規定する公表期間内に申請を行うこととする。</p> <p>第7条 ～ 第8条 (略)</p> <p>第9条 G S格又はG A格に海外商社を登録又は格付変更する場合であつて、当該海外商社の名称に政府又は省 (Government 又はMinistry)等の名称が含まれており、明らかに政府機関等と判断できる場合にあつては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 名簿区分Gに別表1で定めるG S格評価基準の第1号又はG E格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合であつて、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>一 次の全てを満たすこと。</p> <p>(略)</p> <p>二 次のいずれかの書類</p> <p><u>イ The Bankers' Almanac の表紙及び当該海外商社が記載されているページの写し</u></p> <p>ロ Bank Scope の当該海外商社についてのレポート</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 名簿区分Sに海外商社を登録又は格付変更する場合であつて、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>一 次の全てを満たすこと。</p> <p>(略)</p> <p>二 次のいずれかの書類</p>	

新	旧	備考
<p><u>イ The Bankers' Almanacの当該海外商社が掲載されている部分の写し</u></p> <p>ロ Bank Scopeの当該海外商社についてのレポート</p> <p>2 海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称(Bank, Banque, Banco, Banca等)が含まれていない場合には、第8条に定める信用調査報告書により銀行であることが確認される場合に限り、日本貿易保険は名簿区分Sにおいて格付を決定するものとする。</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u></p>	<p><u>イ The Bankers' Almanacの表紙及び当該海外商社が記載されているページの写し</u></p> <p>ロ Bank Scopeの当該海外商社についてのレポート</p> <p>2 海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称(Bank, Banque, Banco, Banca等)が含まれていない場合には、第8条に定める信用調査報告書により銀行であることが確認される場合に限り、日本貿易保険は名簿区分Sにおいて格付を決定するものとする。</p> <p>第12条～第14条 (略)</p>	

新		旧		備考
別表1 第3条第3項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。		別表1 第3条第3項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。		
格付	評 価 基 準	格付	評 価 基 準	
GS	略	GS	略	
GA	略	GA	略	
GE	次の各号のいずれかに該当する者 一 略 二 略 三 GS格等が出資割合50%超を保有する銀行等 <u>但し、スタンダードアンドプアーズ、ムーディーズ又はフィッチのいずれかの外部格付機関から、B-格又はB3格未満の長期外貨格付を取得している場合(カントリーシーリングによる場合を除く)にあつては、この限りでない。</u> 四 略	GE	次の各号のいずれかに該当する者 一 略 二 略 三 GS格等が出資割合50%超を保有する銀行等 四 略	
EE	略	EE	略	
EA	略	EA	略	
EM	略	EM	略	
EF	略	EF	略	
EC	略	EC	略	
SA	略	SA	略	
SC	略	SC	略	
PN	略	PN	略	
PU	略	PU	略	
PT	略	PT	略	
別表2 ～別表3 (略)		別表2 ～別表3 (略)		